

## 労働保険事務組合の利用

**Q**、家族で飲食店を経営しております。売上もコロナ前に戻り、従業員の採用を考えています。従業員を採用すると労働保険に加入しなければならないと聞きました。加入手続きを楽にする良い方法はありませんか。

**A**、農林水産の事業を除き、労働者を1人でも雇用すれば労働保険適用事業所となり、労災保険・雇用保険の成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。もしこの手続きを怠った場合、遡って労働保険料や追徴金を徴収される場合があります。

専門の担当者がいない場合や事務の負担を軽減するためには、厚生労働大臣の認可を受けた「労働保険事務組合」に事務委託する、という方法もあります。

### 委託できる規模

- ①金融、保険、不動産、小売、飲食業は50人以下 ②卸売業、サービス業は100人以下
- ①②以外の事業は300人以下

### 委託できる事務範囲

①保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出 ②雇用保険の事業所及び被保険者の届出 ③労災保険の特別加入、変更、脱退等の申請 ④概算保険料、確定保険料等の納付に関する届出

### 委託のメリット

①事業主に代わって、労働保険の事務処理や保険料の申告・納付を行うため、事務の省力化が図れる ②事業主・法人役員・家族従業員も労災保険に加入できる「特別加入制度」の利用が可能となる ③概算保険料を年間3回に分けて分割納付ができる。

事務委託の場合は「労働保険事務委託書」を労働保険事務組合に提出します。

東京食品福祉厚生事業団は食品業界を中心に、都内の多くの事業所から委託を受けている安心できる労働保険事務組合です。

ご連絡頂ければ、地域担当者がご説明に伺います。